

平成29年度 通関士本試験

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

試 験 問 題 (時間 1 時間40分)

注 意 事 項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題集及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第1問の輸出統計品目表（抜すい）、第2問の実行関税率表（抜すい）及びE P A
タリフデータ（抜すい）は別冊に掲載されております。
- 5 第3問から第7問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が
与えられます。

【選択式・計算式】 —— 第1問5点 第2問15点 ——

第1問 輸出申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、輸出統計品目表第30類に属する医薬品の輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、別紙2の輸出申告事項登録画面の統計品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき統計品目番号を、別冊の「輸出統計品目表」（抜すい）を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

記

- 1 統計品目番号が同一であるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 統計品目番号が異なるものであっても、それぞれの申告価格が20万円以下である場合には、これを一括して一欄にまとめる。
なお、この場合に入力すべき統計品目番号は、これらの品目のうち申告価格が最も大きいものの統計品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 3 輸出申告事項登録は、申告価格（上記1によりまとめられたものについては、その合計額）の大きいものから順に入力するものとし、上記2により一括して一欄にまとめたものについては、最後の欄に入力するものとする。
- 4 別紙1の仕入書に記載されているそれぞれの医薬品に含まれる医薬品の有効成分は、当該仕入書に記載された物質（ペニシリン、ストレプトマイシン、エフェドリン、プソイドエフェドリン又はインスリン）のみとする。
- 5 別紙1の仕入書に記載されているそれぞれの品目の価格には、次の額が含まれている。
 - イ 売手の工場から輸出港までの運賃…………… 4%
 - ロ 輸出港における貨物の船積みに要する費用…………… 5%
 - ハ 目的地（輸入港）までの海上運賃及び保険料……………15%
 - ニ 輸入港における貨物の船卸しに要する費用…………… 5%
- 6 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 7 申告年月日は、平成29年10月1日とする。

① 3003100004	② 300310000X	③ 3003200001
④ 3003310004	⑤ 3003390003	⑥ 3003410001
⑦ 300341000X	⑧ 3003420000	⑨ 3003490000
⑩ 3004100002	⑪ 3004200006	⑫ 3004310002
⑬ 300431000X	⑭ 3004410006	⑮ 3004420005

INVOICE

Seller

ABC COMPANY
1-1, kasumigaseki 3-chome,
Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN

Invoice No. and Date

ABC-170557 Sep.11th, 2017

Reference No. FRB-171119

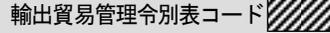
Buyer XYZ Corp. 161st Street and River Avenue, Bronx, New York 10451		Country of Origin Japan L/C No. Date NYIB-0831 Aug. 31st, 2017		
Vessel On or about Taiyo Maru Oct. 6th, 2017		Issuing Bank New York International Bank		
From Via Tokyo, Japan				
To New York, U.S.A.				
Marks and Nos.	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
		Unit	per Unit	DAT US\$
	Medicaments containing penicillins and streptomycins, in bulk form	100	50.00	5,000.00
	Medicaments containing ephedrine dissolved in water, put up in ampoules	130	125.00	16,250.00
XYZ	Medicaments containing ephedrine and sweetening agent, in bulk form	30	65.00	1,950.00
NEW YORK	Medicaments containing penicillins and streptomycins, put up in measured doses	300	35.00	10,500.00
MADE IN JAPAN	Medicaments containing streptomycins, in packings for retail sale	180	25.00	4,500.00
	Medicaments containing pseudoephedrine and its salts, put up in capsules	200	135.00	27,000.00
	Insulin dissolved in water, put up in ampoules	30	28.00	840.00
Total : DAT NEW YORK				US\$ 66,040.00
Total : 50 Cartons N/W : 140 kgs G/W : 200 kgs		ABC COMPANY (Signature)		

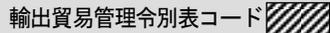
輸出申告事項登録 (大額)		入力特定番号	
共通部		繰返部	
申告等番号			
大額・少額識別	L	申告等種別	E
申告先種別		貨物識別	
あて先官署		あて先部門	
申告予定年月日			
輸出者	ABC COMPANY		
住所	TOKYO TO CHIYODA KU KASUMIGASEKI 3-1-1		
電話			
申告予定者			
蔵置場所			
貨物個数	50	CT	貨物重量
			200
		KGM	貨物容積
貨物の記号等			
最終仕向地	USNYC		船(機)籍符号
積出港	JPTYO		貿易形態別符号
積載予定船舶		TAIYO MARU	出港予定年月日
			20171006
インボイス番号	A	ABC-170557	20170911
インボイス価格	DAT	USD	66,040.00
			A

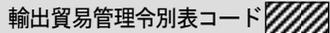
輸出申告事項登録（大額）

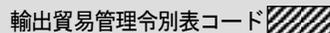
入力特定番号 

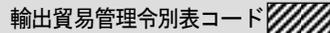
共通部 繰返部

< 1 欄 > 統計品目番号 品名 
 数量(1)   数量(2)  
 BPR按分係数  BPR通貨コード  
 他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5) 
 輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  関税減免戻税コード 
 内国消費税免税コード  内国消費税免税識別 

< 2 欄 > 統計品目番号 品名 
 数量(1)   数量(2)  
 BPR按分係数  BPR通貨コード  
 他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5) 
 輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  関税減免戻税コード 
 内国消費税免税コード  内国消費税免税識別 

< 3 欄 > 統計品目番号 品名 
 数量(1)   数量(2)  
 BPR按分係数  BPR通貨コード  
 他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5) 
 輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  関税減免戻税コード 
 内国消費税免税コード  内国消費税免税識別 

< 4 欄 > 統計品目番号 品名 
 数量(1)   数量(2)  
 BPR按分係数  BPR通貨コード  
 他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5) 
 輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  関税減免戻税コード 
 内国消費税免税コード  内国消費税免税識別 

< 5 欄 > 統計品目番号 品名 
 数量(1)   数量(2)  
 BPR按分係数  BPR通貨コード  
 他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5) 
 輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  関税減免戻税コード 
 内国消費税免税コード  内国消費税免税識別 

実勢外国為替相場の週間平均値
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
平成29. 9. 3 ~ 平成29. 9. 9	¥108.00
平成29. 9. 10 ~ 平成29. 9. 16	¥111.00
平成29. 9. 17 ~ 平成29. 9. 23	¥110.00
平成29. 9. 24 ~ 平成29. 9. 30	¥109.00
平成29. 10. 1 ~ 平成29. 10. 7	¥112.00

第2問 輸入（納税）申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、タイ王国から水産物等を輸入する場合の輸入（納税）申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき品目の番号を別冊の実行関税率表（抜すい）及びEPAタリフデータ（抜すい）を参照し、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄（(f)～(j)）に入力すべき申告価格（関税率法第4条から第4条の9まで（課税価格の計算方法）の規定により計算される課税価格に相当する価格）の額をマークしなさい。

記

- 1 品目番号が同一であるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 品目番号が異なるものであっても、輸入割当ての対象物品以外のものについては、それぞれの申告価格が20万円以下である場合には、これらを関税が有税である品目と無税である品目に分けて、これらを一括して一欄にまとめる。
なお、この場合に入力すべき品目番号は、次のとおりとする。
 - (1) 有税である品目については、一欄にまとめた品目のうち関税率が最も高いものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
 - (2) 無税である品目については、一欄にまとめた品目のうち申告価格が最も大きいものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 3 品目番号（(a)～(e)）には、申告価格（上記1及び2によりまとめたものについては、その合計額）の大きいものから順に入力するものとする。
- 4 一欄に一品目のみを入力することとなる場合であって、当該一品目の申告価格が20万円以下であるときは、その品目番号の10桁目は「E」とする。
- 5 課税価格の右欄（(f)～(j)）には、別紙1の仕入書に記載された価格に、下記10の費用が申告価格に算入すべきものである場合にはその額を加算した額（本邦通貨に換算した後の額）を入力することとする。
なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 6 米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 7 別紙1の仕入書に記載された「Frozen Shrimp (peeled, battered and breaded)」はえびが、「Frozen Boiled Squid」はいかが、それぞれ最大重量を

占めており、その含有量が全重量の20%を超えるものであり、米を含まず、気密容器入りではない。なお、「Frozen Boiled Squid」は十分な加熱による調理が行われているものである。

- 8 別紙1の仕入書に記載された水産物等については、材料はすべてタイ王国で生産されたものであり、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の規定に基づき当該協定の締約国の原産品とされるEPA税率適用に必要な書類はすべて具備されているものとする。
- 9 別紙1の仕入書に記載された水産物等のうち、輸入割当品目に該当するものは、主務官庁による輸入割当証明書を取得しているものとする。
- 10 別紙1の仕入書に記載された「Frozen Shrimp (peeled, battered and breaded)」について、輸入者(買手)は、現地の検査機関に検査を依頼し、当該検査に係る費用として、US\$ 1,500を負担した。当該検査は、当該貨物が本邦で販売するための品質規格に合致していることを確認する目的であり、輸入者が自己のために行う検査である。
- 11 申告年月日は、平成29年10月2日とする。

① 020714210X	② 0302450002	③ 0303550004
④ 0305541003	⑤ 030743090X	⑥ 0307510000
⑦ 0307520006	⑧ 0307592003	⑨ 1605210213
⑩ 1605210294	⑪ 1605290293	⑫ 1605549993
⑬ 160554999X	⑭ 4819100005	⑮ 481910000E

輸入申告事項登録（輸入申告）					
共通部		繰返部			
大額／少額	<input type="text" value="L"/>	申告等種別	<input type="text" value="C"/>	申告先種別	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>
申告等種別	<input type="text" value="C"/>	申告先種別	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>	貨物識別	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>
貨物識別	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>	識別符号	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>		
申告等種別	<input type="text" value="C"/>	申告先種別	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>	申告等予定年月日	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>
申告先種別	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>	申告等予定年月日	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>		
申告等予定年月日	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>				
輸入者	<input type="text" value="ABC TRADING CO., LTD."/>				
住所	<input type="text" value="TOKYO TO CHUO KU HIGASHI 2-3"/>				
電話	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>				
蔵置場所	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>	一括申告	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>	申告等予定者	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>
一括申告	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>	申告等予定者	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>		
申告等予定者	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>				
B/L番号					
1	<input style="background-color: #cccccc; width: 100%; height: 15px;" type="text"/>		2	<input style="background-color: #cccccc; width: 100%; height: 15px;" type="text"/>	
3	<input style="background-color: #cccccc; width: 100%; height: 15px;" type="text"/>		4	<input style="background-color: #cccccc; width: 100%; height: 15px;" type="text"/>	
5	<input style="background-color: #cccccc; width: 100%; height: 15px;" type="text"/>				
貨物個数	<input type="text" value="870"/>	<input type="text" value="CT"/>	貨物重量(グロス)	<input type="text" value="15000"/>	<input type="text" value="KGM"/>
貨物の記号等	<input style="background-color: #cccccc; width: 100%; height: 15px;" type="text"/>				
積載船(機)	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>	—	<input type="text" value="NIHON MARU"/>	入港年月日	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>
船(取)卸港	<input type="text" value="JPTYO"/>	積出地	<input type="text" value="THBKK"/>	—	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>
貿易形態別符号	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>		コンテナ本数	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>	
コンテナ本数	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>				
仕入書識別					
仕入書識別	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>	電子仕入書受付番号	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>		
電子仕入書受付番号	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>				
仕入書番号	<input type="text" value="XYZ-0902"/>				
仕入書価格	<input type="text" value="A"/>	—	<input type="text" value="CIF"/>	—	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>
—	<input style="background-color: #cccccc; width: 30px; height: 15px;" type="text"/>				

輸入申告事項登録 (輸入申告)

共通部 繰返部

<01欄> 品目番号 品名 原産地
 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等
 BPR係数 運賃按分 課税価格
 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	2	<input type="text"/>	<input type="text"/>
3	<input type="text"/>	<input type="text"/>	4	<input type="text"/>	<input type="text"/>
5	<input type="text"/>	<input type="text"/>	6	<input type="text"/>	<input type="text"/>

<02欄> 品目番号 品名 原産地
 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等
 BPR係数 運賃按分 課税価格
 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	2	<input type="text"/>	<input type="text"/>
3	<input type="text"/>	<input type="text"/>	4	<input type="text"/>	<input type="text"/>
5	<input type="text"/>	<input type="text"/>	6	<input type="text"/>	<input type="text"/>

<03欄> 品目番号 品名 原産地
 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等
 BPR係数 運賃按分 課税価格
 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	2	<input type="text"/>	<input type="text"/>
3	<input type="text"/>	<input type="text"/>	4	<input type="text"/>	<input type="text"/>
5	<input type="text"/>	<input type="text"/>	6	<input type="text"/>	<input type="text"/>

<04欄> 品目番号 品名 原産地
 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等
 BPR係数 運賃按分 課税価格
 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	2	<input type="text"/>	<input type="text"/>
3	<input type="text"/>	<input type="text"/>	4	<input type="text"/>	<input type="text"/>
5	<input type="text"/>	<input type="text"/>	6	<input type="text"/>	<input type="text"/>

<05欄> 品目番号 品名 原産地
 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等
 BPR係数 運賃按分 課税価格
 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	2	<input type="text"/>	<input type="text"/>
3	<input type="text"/>	<input type="text"/>	4	<input type="text"/>	<input type="text"/>
5	<input type="text"/>	<input type="text"/>	6	<input type="text"/>	<input type="text"/>

実勢外国為替相場の週間平均値
 (1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
平成29. 9. 3 ~ 平成29. 9. 9	¥108.00
平成29. 9. 10 ~ 平成29. 9. 16	¥111.00
平成29. 9. 17 ~ 平成29. 9. 23	¥110.00
平成29. 9. 24 ~ 平成29. 9. 30	¥109.00
平成29. 10. 1 ~ 平成29. 10. 7	¥112.00

【選 択 式】 —— 各問題 2 点 ——

第 3 問 次の記述は、関税の確定及び納付に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 輸入の許可後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額については、納税義務者が当該更正通知書の送達を受けた日から 1 月以内に納付しなければならない。
- 2 外国貿易船に積まれている外国貨物であって船用品でないものが輸入される前に本邦で消費された場合において、当該外国貨物に関税を課する際の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該外国貨物の消費の時の現況による。
- 3 納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする修正申告については、先の納税申告に係る書面に記載した貨物に係る輸入（納税）申告書に記載した課税標準又は納付すべき税額を補正することにより行うことはできない。
- 4 関税法の規定により関税の担保を提供しようとする者は、自己の所有する土地又は建物を当該担保として提供することができる。
- 5 未納に係る関税額に対し延滞税を課される場合において、やむを得ない理由により税額に誤りがあったため法定納期限後に未納に係る関税額が確定し、かつ、その事情につき税関長の確認があったときは、その税額に係る延滞税については、当該法定期限の翌日から当該関税につき修正申告をした日までの日数に対応する部分の金額が免除される。

第4問 次に掲げるもののうち、関税法第12条の2第3項（過少申告加算税）に規定する正当な理由に該当するものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 納税申告に関して必要な輸入貨物に係る適用税番について、輸入者から十分な資料の提出があつたにもかかわらず税関職員が輸入者に対して誤った教示を行い、その教示に従っていたもので、輸入者がその教示を信じたことについて、やむを得ないと認められる事情があるもの
- 2 納税申告に係る貨物と同一種の貨物について、過去に税関が輸入通関の際に現物検査を行い、同じ適用税番で通関を認めた事実が確認できるもの
- 3 物資所管官庁が分析結果に信頼があると認める輸出国の公的機関によって作成された証明書に基づいて、輸入者が納税申告をしたと認められるもの
- 4 関税率表が改正されたことにより、適用税番が変更されたにもかかわらず、当該改正前の税番に基づき、輸入者が納税申告をしたと認められるもの
- 5 輸入者に課税標準の確定に日時を要する事情があり、関税法第73条第1項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物であつて、当該貨物の輸入の許可前に輸入者からの申し出に基づき課税標準を確定したもの

第5問 次の記述は、関税率表の所属の決定に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。以下の関税率表及び類注の抜すいの規定を参考にし、正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。

これらの物品はいずれも、問題文に記載された以外の処理はされていないものとする。

- 1 砂糖水に漬けたしょうがの断片は、野菜の調製品として第20.05項に属する。
- 2 含有物の乾燥重量が全重量の10%のトマトジュースは、野菜のジュースとして第20.09項に属する。
- 3 食酢により調製した冷凍トマトは、冷凍した野菜の調製品として第20.04項に属する。
- 4 アルコール分が全容量の0.5%のレモンジュースは、果実のジュースとして第20.09項に属する。
- 5 煎った落花生をすりつぶしてペースト状にしたものは、植物の調製品として第20.08項に属する。

関税率表 第20類注（抜すい）

- 4 トマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の7%以上のものは、第20.02項に属する。
- 5 第20.07項において「加熱調理をして得られたもの」とは、水分を減らすことにより又はその他の手段により粘性を増すために、大気圧における又は減圧下での熱処理により得られたものをいう。
- 6 第20.09項において「発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないもの」とは、アルコール分（第22類の注2参照）が全容量の0.5%以下のものをいう。

関税率表 第22類注（抜すい）

- 2 第20類からこの類までにおいてアルコール分は、温度20度におけるアルコールの容量分による。

関税率表（抜すい）

第09.10項	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料
第20.01項	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分
第20.02項	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）
第20.04項	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）
第20.05項	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）
第20.06項	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）
第20.07項	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
第20.08項	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）
第20.09項	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
第22.06項	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）

第6問 次の記述は、関税法第7条第3項の規定に基づく関税率表の適用上の所属に係る教示を求める照会（以下「事前照会」という。）に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 事前照会を行う者の利害関係者が、照会に係る貨物について、関税率表適用上の所属区分に係る不服申立て中であっても、輸入を継続する予定がある場合には、照会を行うことができる。
- 2 事前照会は、原則として、インターネットによる電子メールを利用して行うことはできない。
- 3 事前照会についての文書による回答に対して、照会者が再検討を希望する場合には、当該照会者が、回答の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に意見の申出を行うことができる。
- 4 事前照会について、照会に係る貨物の内容及び回答の内容は、原則として公開することとされているが、一定の要件に該当する場合で、照会者から一定期間内につき公開しないことを求める申出があったものについては、当該申出に係る期間後に公開することとされている。
- 5 事前照会についての文書による回答のうち、その交付又は送達の日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から3年を経過したものは、輸入申告書の審査上、尊重されない。

第7問 次の記述は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるための手続に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるために税関長に提出するオーストラリア協定原産品申告書は、輸入貨物に係る輸入者のみが作成することができる。
- 2 課税価格の総額が20万円以下の貨物については、オーストラリア協定に基づく締約国原産地証明書、オーストラリア協定原産品申告書及び運送要件証明書のいずれも税関長に提出する必要はない。
- 3 オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるためにオーストラリア協定原産品申告書を税関長に提出する場合は、税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、輸入貨物がオーストラリア原産品であることを明らかにする書類を併せて提出しなければならない。
- 4 オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるため、税関からオーストラリア原産品であるとの事前照会に対する文書回答の交付を受けた場合には、オーストラリア協定原産品申告書を税関長に提出する必要はない。
- 5 オーストラリア協定原産品申告書を作成した輸入者は、当該原産品申告書を輸入申告に際して税関に提出した場合であっても、その輸入の許可の日の翌日から5年間保存しなければならない。

【計 算 式】 —— 各問題 2 点 ——

第 8 問 外国貨物について輸入（納税）申告し許可を受けたが、当該許可後において下表のとおり課税標準額及び適用税率に誤りがあることが判明し、関税法第 7 条の 15 の規定に基づき更正の請求を行う場合に、関税更正請求書に記載すべき当該更正の請求により減少する関税の額を計算し、その額をマークしなさい。

	課税標準額	税率
更正の請求前（輸入（納税）申告時）	3,617,252円	5.4%
更正の請求時	2,762,188円	3.7%

第 9 問 課税価格が 2,134,980円、正味の数量が 1,296㎡の毛織物（米国を原産品とするもの）を輸入する場合に、この毛織物に適用されるべき関税率を下表から選んで納付すべき関税の額を計算し、その額をマークしなさい。

基本税率	9.6%又は160円／㎡のうちいずれか高い税率
協定税率	7.9%又は130円／㎡のうちいずれか高い税率
特惠税率	6.32%又は104円／㎡のうちいずれか高い税率

第10問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

1 本邦の輸入者M（買手）は、自動車部品を輸入するため、A国の輸出者であり、当該自動車部品の製造者であるX（売手）との間で、当該自動車部品に係る売買契約をXの子会社Y（本邦所在）を介して締結した。

2 当該売買契約には、次の事項が規定されている。

イ 単価（FOB価格）……………150円／個

ロ 契約数量……………34,000個

ハ 売買価格の1.1%にあたる手数料をMがYに支払う旨

ニ 当該自動車部品の生産のために使用される金型は、MがA国に所在するZから購入し、Xに無償で提供する旨

ホ Xは、当該自動車部品を契約数量分生産した後に、生産に使用した金型を廃棄する旨

3 Mは、当該売買契約に基づき、自動車部品34,000個のうち、4,000個をB国の販売支店に送り、残りの30,000個を本邦に輸入する。

4 Mは、当該自動車部品の生産に使用された金型のXへの無償提供及び当該自動車部品の運送に関連して、次に掲げる額の費用を他の費用とは別に負担した。

イ 当該自動車部品の生産に使用された金型の代金……………68,000円

ロ 当該金型をXへ提供するために要した運賃……………10,200円

ハ 当該自動車部品4,000個をB国の輸入港まで運送するために要した運賃
……………27,000円

ニ 当該自動車部品30,000個を本邦の輸入港まで運送するために要した運賃
……………85,000円

5 M、X及びZの間には、それぞれ特殊関係はない。

第11問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、A国所在の音楽家Xの作詞・作曲した音楽を記録したCDを輸入するため、A国所在の輸出者であり、Xの所属する音楽プロデュース会社Y（売手）との間で、当該音楽CDに係る売買契約を締結した。
- 2 Yは、Xとのライセンス契約に基づき、Xの音楽をA国において複製し、全世界で販売する権利を付与されている。
- 3 MとYとの間の売買契約には、次の事項が規定されている。
 - イ 単価（FOB価格）……………2,000円／枚
 - ロ 音楽CDの単価の内訳
 - (イ) 音楽CDに記録されている音自体の価格……………1,300円／枚
 - (ロ) CD本体（キャリアメディア）の価格……………100円／枚
 - (ハ) CDへの音楽の記録費用……………500円／枚
 - (ニ) CDの梱包費用……………100円／枚
 - ハ 契約数量……………3,000枚
 - ニ Mが音楽CDを本邦において販売するために、当該音楽CDの貨物代金とは別に、音楽CD1枚当たり500円のロイヤルティをYに支払う旨
- 4 Mは、当該音楽CDを航空機により本邦の輸入港まで運送し、そのための運賃及び保険料として、105,000円を支払った。
- 5 MとYとの間には、特殊関係はない。

第12問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、かご細工を輸入するため、A国の輸出者X（売手）との間で当該かご細工に係る売買契約を締結し、1個500円（FOB価格）で10,000個を購入する。
- 2 Mは、Xからの依頼により、第三者Yに対するXの債務である350,000円をXに代わってYに支払ったことから、Mが輸入するかご細工の仕入書価格は、当該350,000円が差し引かれた価格である。
- 3 Mは、上記支払いとは別に、次の費用を負担している。
 - イ 輸出港から輸入港までの運賃……………85,000円
 - ロ 輸入許可後のMの倉庫までの国内運賃……………20,000円
 - ハ 輸出港から輸入港までの保険料……………15,000円
 - ニ 輸入港での検疫費用……………23,000円
- 4 M、X及びYとの間には、それぞれ特殊関係はない。

【択一式】 —— 各問題1点 ——

第13問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 関税法第67条の3第1項（輸出申告の特例）の規定の適用を受ける特定輸出者が行う輸出申告については、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該輸出申告を行うことができない場合として財務省令で定める場合を除き、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。
- 2 特定輸出者は、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船に積み込もうとする開港の所在地を所轄する税関長に対して輸出申告を行わなければならない。
- 3 関税関係法令以外の法令の規定により、輸出に関して許可を必要とする貨物については、積戻し申告（仮に陸揚げされた貨物に係るものを除く。）の際、当該許可を受けている旨を税関に証明する必要はない。
- 4 輸出申告書に記載すべき貨物の価格は、無償で輸出される貨物にあつては、その記載を省略することができる。
- 5 輸出申告の撤回については、その申告に係る輸出の許可後であっても行うことができる。

第14問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする場合は、輸入（納税）申告をしなければならない。
- 2 課税標準となる価格の合計が30万円以下の輸入貨物については、関税定率法第3条の3（少額輸入貨物に対する簡易税率）の規定により、簡易税率を適用して輸入（納税）申告をすることができる。
- 3 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品について、その譲許の便益の適用を受けて当該物品を輸入しようとする場合における輸入（納税）申告は、当該一定の数量の範囲内において政府が行う割当てに係る関税割当証明書の交付を受けた者の名をもってしなければならない。
- 4 本邦の船舶により外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物のみを原料として当該船舶内で製造された製品を本邦に引き取ろうとする場合は、輸入の許可を受けなければならない。
- 5 課税価格が20万円を超える郵便物を輸入しようとする者は、当該郵便物が寄贈物品である場合であっても、輸入（納税）申告をしなければならない。

第15問 次に掲げる物品のうち、関税率表第96.20項に属するものはどれか。以下の関税率表及び類注の抜すいの規定を参考にし、一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、同項に属するものがない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 銃に取り付けて地面に置いて使用する鉄製二脚の銃架
- 2 スマートフォンに取り付け自画像を撮影するためのアルミニウム製一脚の自撮り棒
- 3 絵を描くときに床に置いてキャンバスを支える木製三脚の画架（イーゼル）
- 4 マイクロホン用のステンレス製一脚のスタンド
- 5 ドラム（楽器の一種）に取り付け床に置いて使用するカーボン製三脚のスタンド

関税率表 第94類注（抜すい）

- 2 第94.01項から第94.03項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するように設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。

関税率表 第96類注（抜すい）

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (h) 楽器並びにその部分品及び附属品（第92類参照）
 - (i) 第93類の物品（武器及びその部分品）
 - (k) 第94類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具）

関税率表 （抜すい）

第85.18項	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置
第92.09項	楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛
第93.05項	第93.01項から第93.04項までの物品の部分品及び附属品
第94.03項	その他の家具及びその部分品
第96.20項	一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

第16問 次に掲げる物品のうち、関税率表第16類に属さないものはどれか。以下の関税率表及び類注の抜すいの規定を参考にし、一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、すべてが同類に属する場合には、「0」をマークしなさい。

ただし、以下に示した割合は、最終製品に占める全重量に対する重量割合を示す。

- 1 ひいた家きんの肝臓（80%）、脂肪（10%）、でん粉（5%）及び調味料（5%）を混合し、羊の腸（ケーシング）に詰めたソーセージ
- 2 生鮮の豚肉（50%）をパン粉（30%）で覆い、油（20%）で揚げて製造されたトンカツ
- 3 えび（60%）をパスタ（小麦粉をもととした皮）（40%）で覆い包み、加熱調理した後、冷凍した餃子
- 4 それぞれ加熱調理したえび（30%）、ブロッコリー（30%）、いんげん豆（20%）に、調味料（20%）を加えて混合した後、冷凍したサラダ
- 5 白身魚（60%）、でん粉（30%）、調味料（10%）を混合し、すりつぶしたもののからなるすり身を管状に成形し焼成したちくわ

関税率表 第16類注（抜すい）

- 2 ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。

関税率表（抜すい）

第16.01項	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品
第19.02項	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）
第21.03項	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
第21.04項	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品

第17問 次の記述は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（以下「スイス協定」という。）における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるための手続に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 スイス協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする者は、スイス連邦の権限ある機関によって認定された輸出者が作成したスイス協定に基づく原産品である旨の記載のある仕入書等の商業文書によって当該税率の適用を受けることができる。
- 2 税関長の承認を受けて輸入の許可前に引き取ろうとする貨物に係るスイス協定に基づく締約国原産地証明書については、当該承認に係る申請書の提出に併せて提出しなければならない。
- 3 スイス協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする貨物に係る締約国原産地証明書及び原産地申告がなされた商業文書は、当該貨物の輸入申告の日において、その発給又は作成の日から6月以上を経過したものであってはならない。
- 4 スイス連邦から第三国を経由して本邦へ向けて運送されたスイス協定に基づく原産品とされる貨物については、当該第三国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされなかった場合にのみ、当該協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けることができる。
- 5 スイス協定に基づく原産品とされる郵便物の輸入については、当該協定に基づく締約国原産地証明書を提出することなく、当該協定における関税の便益を受けることができる。